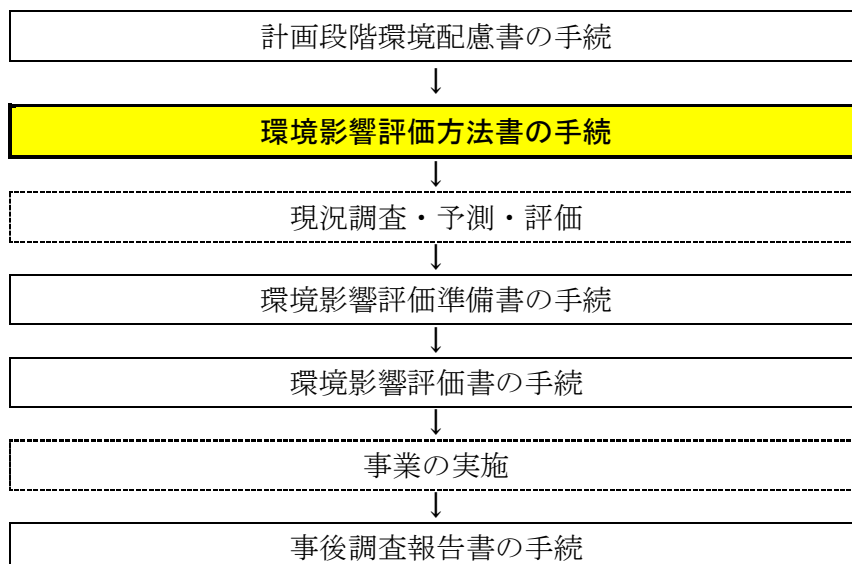


「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 1 類事業※）

※ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が 50,000 ㎡以上であり、かつ、建築物の高さが 31m を超えるものに限る。）

1 京都市環境影響評価等に関する条例による手続の流れ



2 事業アセスメント手続（環境影響評価方法書）

令和 4 年 10 月 21 日	環境影響評価方法書の提出
10 月 28 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
11 月 12 日	事業者による環境影響評価方法書説明会開催
11 月 28 日	縦覧終了
12 月 12 日	市民意見募集の終了（意見なし）
12 月 13 日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
令和 5 年 2 月 3 日 （本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	・ 答申を基に市長意見を作成し、事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口）